

企画競争に関する質問及び回答(Q&A)

件名: 令和2年度中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築事業(サイバーセキュリティお助け隊事業)

No.	項番号	質問対象	項目	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	P.20	仕様書	4.1(5)地域実証の実施内容	「実証期間は3か月程度とすること」とありますが、実証期間はセキュリティサービスの導入準備から撤収までを3か月とみなすことになるのでしょうか。	実証期間には、ご質問のセキュリティ監視の機器やソフトウェアの導入準備から撤収までの他、サイバーセキュリティに関する相談の受付及び対応の期間や、説明会及び報告会等における中小企業等の実態把握のためのアンケート実施等の取り組みも含まれます。	2020/7/13
2	P.24	仕様書	9.1納入期限・納入場所	2021年1月25日が納品日とのことですが、それ以降に機器の撤去をした場合の撤去費用を経費に含めてよいのでしょうか。	経費計上可能な費用は、報告書の納入期限(2021年1月25日)までに発生した費用となります。	2020/7/13
3	P.22	仕様書	5.実施体制等 ①	「業務進行においてIPAとの連絡、調整に当たる者は正副合わせて2名以上とすること」とありますが、専任者が2名以上必要ということでしょうか。	事業全体を理解しているIPAとの連絡・調整にあたる主たる要員が、業務実施困難になる事態に備えて、代替者を充てる体制の必要があるという意味です。例えば、IPAとの会議に、常に2名以上参加するという意味ではありません。	2020/7/13
4	P.19	仕様書	4.1(1)実証地域の選定	3大都市圏は実証の対象外となりますか。	3大都市圏が実証の対象外ということではありません。ただ、3大都市圏以外でサイバーセキュリティ対策の普及の遅れが指摘されていることを踏まえ、3大都市圏以外を実証対象とする提案は加点評価とします。	2020/7/13
5		全体	実証期間の年度繰越し	実証期間が昨年度より短期間ですが、新型コロナウイルス感染拡大等の状況により予算・実証期間の年度繰越はありえますか。	新型コロナウイルスの影響によるものはやむを得ない事由に含まれると考えていますが、現段階においては契約期間内に実証が完了するよう提案してください。	2020/7/13
6	P.6	公募要領	5.2採択件数	「採択金額は、1件あたり45,000千円を上限とし、」とありますが、この1件の定義は何を指しますか。	本事業の提案単位です。	2020/7/13
7	P.20	仕様書	4.1(2)説明会等による参加募集 ②	「説明会等の開催回数は1回以上とする」とありますが、時節柄集まるのは難しいと考えます。個社への説明をこの1回にカウントしてよいのでしょうか。	個社への個別説明は説明会には含めません。説明会の開催方法はオンライン開催等も考えられますが、必ず実証地域において、本事業の周知及び参加募集を目的とした説明会を1回以上開催する必要があります。なお、説明会の開催を実施した上で、個社への個別説明を行うことを妨げるものではありません。	2020/7/13
8	P.22	仕様書	4.1(8)報告会等による事業成果の周知 ②③	「報告会等の開催回数は1回以上とする」とあり、開催場所について本事業を行う場所が対象と書かれていますが、2回目以降対象の地域以外で開催しても問題ないのでしょうか。	実証地域で報告会等を1回以上開催していれば、対象地域以外での開催も可能です。	2020/7/13

No.	項番号	質問対象	項目	質問内容	回答内容	回答掲載日
9	P.1	公募要領	1.3スケジュール概観	契約締結日は8月下旬とありますが、昨年度より期間が短いこともあり、なるべく早く事業を開始したいため、IPAの方で8月下旬契約締結を厳守可能でしょうか。	事業者の提出書類に不備があると、再提出・確認に時間を要し、契約が遅れる可能性があります。IPA・事業者双方協力の上、早めの事業開始を目指したいと考えています。	2020/7/13
10	P.20	仕様書	4.1(4)中小企業の実態把握①	実態を把握するための機器、ソフトウェア、サービスの契約について1年縛りのものがあつた場合、1年契約分を見積りに入れてよいでしょうか。	費用は契約期間中に発生するものに限りますが、実証において使用する機器、ソフトウェア、サービス等の調達において必要となる費用を計上してください。	2020/7/13
11	P.21	仕様書	4.1(5)地域実証の実施内容①	「簡易なセキュリティ診断」とあるが、IPAの「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」のツールを使用してもよいでしょうか。	地域実証で行う「簡易なセキュリティ診断」は、サイバーセキュリティにおける実態を把握することが目的のため、それに適したツールを使用したものであることを想定しています。昨年度のお助け隊事業者の中には、実証参加企業の公開Webサイトへの脆弱性診断を行ったものもありました。IPAの「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」は、中小企業等のセキュリティ体制の把握や啓発に役立つツールなので、SECURITY ACTIONの取り組み推進も含めて、活用を期待していますが、実証の目的に合致するかご判断ください。	2020/7/13
12	P.23、P.22	仕様書	(P.23)※情報取扱者名簿に記載すべき事項(P.22) 6.③⑥	「P.23 情報取扱者名簿に記載すべき事項等」では、生年月日が含まれていますが、「P.22 6.③⑥」には含まれず記載が異なります。	情報取扱者名簿に記載する事項は、別紙2 仕様書 P.24「情報取扱者名簿」の例示に従ってください。 なお、本事項に関し、関係箇所の記載に一部不整合がありましたので以下を修正しました。 (記載修正箇所) 公募要領(P.2) 項番3及び項番4、別紙2 仕様書(P.22) 6.③及び⑥、別紙3 評価項目一覧(P.27) 項番3.2及び項番4.1	2020/7/13
13	P.21	仕様書	4.1(6)支援体制構築の留意点②	商工会議所等との連携は事前に連携ができていますか。	実証地域の商工会議所等との連携は、実証終了後のサービス普及展開のみならず、実証参加企業の募集や地域におけるセキュリティの普及啓発にも有効であると考えられます。事前の準備状況は提案の実効性の観点で評価の対象となります。	2020/7/13
14	P.23	仕様書	※情報管理体制図に記載すべき事項	再委託先が企業の場合、提案時点で生年月日等の記載が不可能です。b)の「最低限必要な範囲」とは全員ではなく主だったものだけを記載すればよいのでしょうか。	本情報管理体制図に記載すべき事項は、再委託先も含む本業務の遂行に当たって保護すべき情報を取り扱う者であり、b)でその情報取扱者は最低限必要な範囲に設定してください、と補足しているところです。 なお、提案段階で情報取扱者が決定していない場合は、提案書には(予定)である旨を記載していただくことになり、それを基に、評価項目(大項目)3及び4を評価することになります。	2020/7/13
15	P.8	契約書(案)	第2条(再請負の制限)第2項	事前に再請負先を書面にて提出することになっているが、契約後に再請負先の追加はできないということでしょうか。	契約後であっても、再請負先の追加は可能です。なお、再請負先の追加は、契約の変更事項に当たりますので、事前にIPAに相談してください。	2020/7/13

No.	項番号	質問対象	項目	質問内容	回答内容	回答掲載日
16	P.29	別紙4	暴力団排除に関する誓約事項	別紙4 暴力団排除に関する誓約事項はいつ提出が必要ですか。	別紙4 のIPAへの提出は不要です。別紙4 に記載のとおり提案書の提出をもって本事項に誓約したこととなります。	2020/7/13
17	P.22	仕様書	5.実施体制等 ③	「サイバー保険に関する実務経験を有する者」の定義は何を指しますか。	記載のとおり、サイバー保険に関する実務経験を有する者のことです。事業者の社内に該当者がいなければ、損害保険会社の要員を実施体制に含める等の対応も可となります。	2020/7/13
18	P.5	公募要領	5.1(1)書面審査及びヒアリング	「令和元年度のお助け隊事業者」とは、請負事業者のみを指しますか。再請負事業者も含めるのでしょうか。	令和元年度のお助け隊事業者には、事業主体となった請負事業者をはじめ、実施体制を構成した再請負事業者も含まれます。	2020/7/13
19	P.5	公募要領	5.1(1)書面審査及びヒアリング	(質問No.18と関連して)令和元年度のお助け隊事業者を今年度の再請負先として体制に含める場合はどのように考えるのでしょうか。	令和元年度のお助け隊事業者を今年度の再請負先として体制に含めた場合でも、令和元年度事業と異なる実証地域の選定や、実証参加企業へ継続的な実証を伴わない場合は、令和元年度のお助け隊事業者としては見なされません。	2020/7/13
20	P.2、P.22、P.23、P.24、P.27	全体	情報管理体制に関わる文言	「再委託」という用語が8カ所で使われていますが、「再請負」の間違いではないでしょうか。特に、22ページ以降の「6.情報セキュリティに関する事項」については、他の公募要領から転載された感があり、前後で矛盾しているようなところがあるので、もう一度精査していただけますか。	本件は請負形態は請負契約であるため、別紙1 契約書(案)では「請負」「再請負」と表記しているところです。一方、情報セキュリティ管理の観点からは、請負業務の一部を請負わせる第三者のことを「再委託先」と称することが一般的であり、応募者の理解を得やすくするため、別紙2 仕様書及び公募要領本文においては「再請負先」を「再委託先」と表記しており、特に矛盾しているものではありません。	2020/7/13
21	P.19	仕様書	4.1(1)	3大都市圏の近畿圏に奈良県が含まれる法的根拠はありますか。近畿圏整備法では、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県を近畿圏としており、総務省は、大阪市、京都市、神戸市、堺市を中心とし、大阪府と、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県の一部を関西圏と定義しています。大阪府、京都府、兵庫県、奈良県のみを近畿圏と定義するのは違和感があります。	仕様書に記載した3大都市圏(首都圏・中京圏・近畿圏)の定義は、IPAの第四期中期目標において定められた定義に拠ります。 (ご参考) IPA第四期中期目標(P.9)において、3大都市圏を以下のとおりとしています。 東京圏:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県 名古屋圏:愛知県、岐阜県、三重県 大阪圏:大阪府、兵庫県、京都府、奈良県 https://www.ipa.go.jp/files/000064519.pdf	2020/7/13
22	P.8	契約書	第2条(再請負の制限)	本事業の参加にあたり、実証対象地域の経済団体・民間企業、及び100%の資本関係のある企業(親会社)が無償で支援頂ける可能性があります。その場合、再委託契約を結ぶことが難しいと想定しております。代替方法等がございましたら、御教授頂けると幸いです。	ご質問のケースは、無償の支援であることから民法上再請負契約にはなりません。契約書(案)第2条第3項の主旨を踏まえ、事業者には本契約上の責任を問う可能性がありますので、その前提を踏まえ、第三者と適切に書面を交わすようお願いいたします。また、本業務の実施体制に無償の支援先も記載する必要があります。	2020/7/13

No.	項番号	質問対象	項目	質問内容	回答内容	回答掲載日
23	P.2	公募要領	その他留意事項	本提案書は、Microsoft Power Point もしくは、Microsoft Word のどちらが望ましいでしょうか。	分かりやすいものであれば、Power Point、Microsoft Word のどちらでも構いません。	2020/7/13
24	P.1	公募要領	2.応募資格	③に「令和1・2・3年度競争参加資格を有する者であること」とありますが、商工会議所についても本資格は必要でしょうか。また、資格がない場合、登記簿謄本、納税証明書、営業履歴書及び財務諸表類の提出が必要でしょうか。	本項の記載のとおりです。全省庁統一資格を有していないものは、公募要領 4.1 (1) 提出する書類の記載内容に準じ、必要書類を提出してください。	2020/7/13
25	P.2	公募要領	4.1提出書類	概算費用に係る経費内訳書の明細について、最低限記載が必要な内容をご提示ください。	経費内訳書の記載内容については、例えば実証に用いるセキュリティ監視の機器やソフトウェアの明細を記す等、提案内容に対して費用の妥当性が評価できる内容で記載をお願いします。	2020/7/13
26	P.20	事業内容(仕様書)	4.1 (2)説明会等による参加募集	説明会の開催は、新型コロナウイルス感染対策等からオンラインでの開催のみを検討しておりますが、問題ありませんか。	説明会等の開催は、オンライン開催のみでも認められます。その場合は、仕様書記載の要件を満たす開催方法を提案してください。	2020/7/13
27	P.10	公募要領	(契約の変更)12条1項二	「天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更」に、「コロナ禍による緊急事態宣言」は該当しますでしょうか。	「緊急事態宣言」など個別の事案については回答できませんが、「新型コロナウイルスによる影響」はやむを得ない事由に該当するとの認識です。	2020/7/15
28	P.20	公募要領	4.1 (2) 説明会等による参加募集	説明会の参加企業数を明示する必要はありますか。	説明会の参加企業数の目標値を示した実施計画は、具体性のある有効な計画として評価できると考えられます。	2020/7/15
29	P.20	公募要領	4.1 (2) 説明会等による参加募集	説明会に参加する企業の望ましい数はどの程度でしょうか。	説明会に参加する企業数の設定は、実証参加企業数の参加を得るに妥当な企業数を設定することが望ましいと考えられます。	2020/7/15
30	P.22	公募要領	6.情報セキュリティに関する事項 ⑥	「情報提供を行うこと」とありますが、提案書に記載する必要はありますか。記載する場合、6.③の「情報取扱者名簿」と「請負事業従事者」の情報は別々に記載する必要がありますでしょうか。	資本関係・役員等の情報、請負事業の実施場所、請負事業従事者の所属・専門性・実績に関する情報は、提案書への記載をお願いします。情報取扱者名簿に記載すべき事項及び業務従事者に関する必要な情報が網羅されていれば、合わせて記載いただいても結構です。	2020/7/15
31	P.24	公募要領	8.留意事項 ④	IPA以外の事業者へ委託する場合、事業実施に関わる質問に対する回答や事務的なやりとりが、IPAと請負事業者の間に第三者が介入することにより、昨年度に比べて遅くなることはないでしょうか。	昨年度に比べて今年度事業は、お助け隊事業者数が大幅に増加することから、事業進捗支援業務を担う事業者とIPAが連携することで体制を強化し、お助け隊事業の円滑な実施を図る予定です。	2020/7/15

No.	項番号	質問対象	項目	質問内容	回答内容	回答掲載日
32	P.22、 P.23、P.24	公募要領	6.情報セキュリティに関する事項 ⑥ ※情報取扱者名簿に記載すべき事項等	本事業に関与する全ての方の氏名と生年月日と国籍と雇用形態を書かねばなりません。「情報取扱者名簿」参照 しかし、仕様書内で記載すべき項目に矛盾が見られるため、記載事項について明確していただけないでしょうか。 (6.⑥には学歴なども記載内容に挙げられているが、「※情報取扱者名簿に記載すべき事項等」の雛形には情報欄がない、など)	本事項に関し、関係箇所の記載に一部不整合がありましたので、7月13日付で以下を修正しました。 (記載修正箇所) 公募要領(P.2)項番3及び項番4、別紙2 仕様書(P.22)6.③及び⑥、別紙3 評価項目一覧(P.27)項番3.2及び項番4.1	2020/7/15
33	P.8~14	公募要項 別紙 I 契約書(案)	契約条項	契約書(仮)となっておりますが、条項の変更など可能でしょうか。 弊社内で法務確認を実施しておりますが、修正依頼箇所ができており確認させて頂きたく存じます。	公募要領において、契約書(案)と表示しているのは、契約相手方及び契約金額等が未定であることから、(案)としているところであり、原則、契約書内の条項を修正できるというものではありません。ただし、請負者の社内ルール等により契約条項の一部修正が必要であり、かつIPAにおいて不利とならない範囲であれば、内容によって対応を検討させていただきます。	2020/7/15
34	P.22、P.23	仕様書	6.情報セキュリティに関する事項	「情報管理体制図」、「情報取扱者名簿」の記載対象者については、再委託先を含めて従事することが確定している者のみでよろしいでしょうか。 (理由) 提案書提出時には本件業務に従事することが確定していない者もいるため、不確定要素がある者も記載する必要があるかを確認させて頂いております。	No.14の回答と同じ	2020/7/15
35	P.24	仕様書	6.情報セキュリティに関する事項	「情報取扱者名簿」の記載項目について、「住所」、「生年月日」の記入は再委託先含めて必須でしょうか。また、必須な場合はその用途についてご教示のほどお願い致します。 (理由) 提案書提出時においては再委託予定先との契約関係もないため、他社からのプライバシーに関わる情報を取得することは可能な限り避けたいと考えております。また、取得する場合においてもその理由・用途を明確にする必要があるため、確認させて頂いております。	情報管理体制図により情報提供いただく住所及び生年月日等については、契約の適切な履行を確保する観点から、あらかじめ情報管理体制の妥当性を確認するための本人確認を目的に、事業成果の向上・事故防止の両面から、業務従事者や情報取扱者に関する基礎情報として確認をしています。については、再委託先も含む、本業務の遂行に当たって保護すべき情報を取り扱うすべての方について、入札説明書P.24「情報管理体制図に記載すべき事項」の各項目の記載をお願いします。	2020/7/15
36	P.20	仕様書	4.1 地域実証等の実施内容	実証参加企業募集や説明会の参加募集案内をIPAからセキュリティアクション宣言企業にメールマガジンなどで情報発信してもらうことはできますか。	お助け隊事業全体の周知は、SECURITY ACTION宣言企業も含め、IPAからメルマガ等で広く告知する予定です。また、各お助け隊事業者の説明会の開催案内は、IPAホームページから情報発信する予定です。	2020/7/15

No.	項番号	質問対象	項目	質問内容	回答内容	回答掲載日
37	P.20	仕様書	4.1 (4) 中小企業等の実態把握①	既存の弊社UTM機器ユーザーのインシデント情報を一部利用しても宜しいでしょうか。	あくまで、本事業に参加する中小企業等に対し、機器、ソフトウェア、サービス等により中小企業等のセキュリティ実態を把握するための措置を講じる必要があります。	2020/7/15